

(別紙)

「輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて

1. 輸出入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの

ただし、下記2.及び3.に掲げる原本を書面により確認する必要があるものを除く。

(1) 関税法第70条の規定に基づく他法令関係書類のうち、別添に掲げる許可書又は承認書等

なお、許可書又は承認書等には、他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために提出する書類を含みます。

(2) 内国消費税の軽減又は免除を受けるため必要とされる書類のうち別添に掲げるもの

(3) 関稅定率法第9条の2及び関稅暫定措置法第8条の6に規定する関稅割当制度を適用する際に提示する関稅割当証明書(輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を利用した数量管理を実施していない場合に限る。)

2. 「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成22年財関第142号)第7章に規定する汎用申請により電子的に提出される場合を除き、輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの

(1) 関稅暫定措置法の規定に基づき暫定税率の適用を受けるため必要とされる証明書類のうち別紙に掲げるもの

(2) 関稅定率法又は関稅暫定措置法その他関稅に関する法令の規定に基づき関稅の軽減、免除又は払戻しを受けるため必要とされる書類のうち別紙に掲げるもの

(3) 内国消費税の軽減又は免除を受けるため必要とされる書類のうち別紙に掲げるもの

3. 輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの

(1) 他法令関係書類

イ 輸出入関係

・ワシントン条約に該当する貨物に係る税関への提出書類(輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に基づく許可書又は承認書等を含む。)

ロ 輸出関係

① 輸出貿易管理令第1条に基づき経済産業大臣が発行した輸出許可証(包括的な許可を除く。)

② 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が交付した以下の証明書(NACCSを

利用した輸出申告において、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）上のデータと突合された場合を除く。）

- ・ 道路運送車両法第15条の2第2項に基づく「輸出抹消仮登録証明書」
- ・ 道路運送車両法第16条第6項または第69条の2第4項に基づく「輸出予定届出証明書」

ハ 輸入関係

- ① 輸入貿易管理令第3条に基づく公表三の8（通関時確認）に規定する書類（写しによる提出が認められているものを除く。）

なお、写しによる提出が認められているものには、公表三の8（9）の農薬取締法に係る書類を含みます。

- ② 輸入貿易管理令第19条に基づく政府機関の経済産業大臣への協議書

（2）減免戻し税関係書類

関税定率法基本通達16-4に規定する簡易通関依頼書等

4. 原本を書面により提出又は提示する際の留意事項

原本を書面により提出又は提示する際は、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるよう、申告年月日や申告番号等を付記するか申告控等を添付するようお願いいたします。

また、税関の審査において、審査担当職員が書面による確認が必要であると判断した場合は、原本を書面により提出又は提示するよう求めることがあります。

別紙1. に規定する手続

(1) 他法令関係

輸出他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
輸出貿易管理令	○令第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した「輸出承認証」 ○令第12条の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した「輸出承認証」
外国為替令	○令第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した「許可証」 ○令第8条第2項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した「輸出許可証」 ○令第17条第2項の規定により経済産業大臣が発行した「特定記録媒体等輸出等許可証」
文化財保護法	○法第44条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○文化庁文化財第一課長が発行した「古美術品輸出鑑査証明書」 ○法第82条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○法第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した「現状変更(輸出)許可書」

輸入他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
外国為替令	○令第8条第2項の規定に基づき財務大臣が交付した「支払手段等の輸入許可証」
輸入貿易管理令	○令第4条第1項、第3項及び輸入貿易管理規則第2条第2項の規定により経済産業大臣又は税関長が交付した「輸入承認証」 ○令第3条第1項の規定による公表で定めた「確認書」等 ○「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」(24水漁第248号)に基づく「確認書」 ○「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」(輸入注意事項30第3号)に基づき、冷凍みなみまぐろを輸入する場合の「漁獲証明書」又は「再輸出証明書」
銃砲刀剣類所持等取締法	○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「銃砲所持許可証」等 ○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「刀剣類所持許可証」 ○法第15条第1項の規定により都道府県教育委員会が交付した「銃砲刀剣類登録証」又は「登録可能証明書」
印紙等模造取締法	○法第1条第2項の規定により財務大臣が交付した「輸入許可書」
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	○厚生労働省において医療用の用途に供するためのものであることの確認がなされた「輸入指定薬物用途誓約書」
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	○法第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第8条第6項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」 ○法第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第14条において準用する令第8条第6項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」
郵便切手類模造等取締法	○法第1条第2項の規定により総務大臣が交付した「郵便切手類模造許可書」
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○法第25条に基づく特定外来生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」 ○特定外来生物及び法第21条に規定する未判定外来生物以外の生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」

(2) 減免税手続(内国消費税輸入)

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
揮発油税法	○揮発油税法第14条の3第4項の規定に基づく「移入場所に係る揮発油税及び地方揮発油税に関する納税証明書」 ※添付を省略させる場合を除く。
租税特別措置法	○租税特別措置法施行令第48条の6第1項に規定する「石油石炭税軽減引取承認申請書」及び経済産業大臣又は財務大臣の証明書 ○租税特別措置法施行令第48条の9第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」 ○租税特別措置法施行令第48条の10第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」及び経済産業大臣の証明書 ○租税特別措置法施行令第48条の11第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」及び経済産業大臣の証明書

(注)各申請書については、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本を書面により2通(原本・交付用)提出する

別紙2. に規定する手続

(1) 暫定税率

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
関税暫定措置法別表第1 ※バイオマスから製造したものであること等の証明	○関税暫定措置法施行令第4条第1項に規定する経済産業大臣の証明書 ※当該証明書の全量について輸入申告された場合は書面による提出は不要。 ※汎用申請により提出された場合は、当該証明書の全量についての輸入申告か否かに関わらず、書面による提出は不要。

(2) 減免税手続(輸入)

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
関税定率法第20条の2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)	○関税定率法施行令第58条第2項に規定する農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書 ※輸入許可後、発給した省庁により回収することとされているため。 ※汎用申請により提出された場合は、書面による提出及び返付の受領は不要。

(3) 減免税手続(内国消費税輸入)

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
酒税法	○酒税法施行令第35条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」
たばこ税法	○たばこ税法施行令第5条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」
揮発油税法	○揮発油税法施行令第6条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」 ○揮発油税法施行令第10条の2に規定する「揮発油税灯油免税引取承認申請書」 ○揮発油税法施行令第10条の7に規定する「揮発油税航空機燃料用免税揮発油引取承認申請書」
石油ガス税法	○石油ガス税法施行令第10条第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」
租税特別措置法	○租税特別措置法施行令第47条の10第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」 ○租税特別措置法施行令第48条の4第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」

(注)各申請書については、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本を書面により2通(原本・交付用)提出する